

寝屋川市訪問看護ステーション 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社（以下「公社」という。）が設置する寝屋川市訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「介護保険による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業」という。）並びに健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による指定訪問看護事業（以下「医療保険による指定訪問看護事業」という。）（以下「指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業」と総称する。）の実施に必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社定款第3条に規定する目的を達成するため、公社の専門職員が疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治の医師（以下「主治医」という。）が必要と認めた者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とする。

(指定訪問看護事業の運営方針)

第3条 事業所において実施する介護保険による指定訪問看護事業及び医療保険による指定訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）は、利用者（公社と利用契約を締結し、指定訪問看護の提供を受ける者をいう。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 指定訪問看護事業の実施に当たっては、主治医、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、保健医療サービス提供者及び福祉サービス提供者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、介護保険法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び

運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)並びに健康保険法、高齢者医療確保法及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)に規定する内容を遵守し、指定訪問看護事業を実施するものとする。
(指定介護予防訪問看護運営方針)

第 4 条 事業所において実施する指定介護予防訪問看護事業は、利用者(公社と利用契約を締結し、指定介護予防訪問看護の提供を受ける者をいう。)の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業の実施に当たっては、主治医、関係市町村、地域包括支援センター、介護予防サービス事業者、保健医療サービス提供者及び福祉サービス提供者との連携に努めるものとする。

3 前 2 項のほか、介護保険法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)に規定する内容を遵守し、指定介護予防訪問看護事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 5 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 寝屋川市訪問看護ステーション

(2) 所在地 大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号

寝屋川市立保健福祉センター内

(職員の職種及び職務の内容)

第 6 条 事業所に勤務する職員の職種、職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 専門職員

ア 管理者 1 名 (常勤職員・看護師)

管理者は、職員に法令等を遵守させるために必要な業務及び利用申込みに係る調整を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括する。

イ 看護職員 5 名 (管理者を含む)

看護師 3 名 (常勤職員 1 名・非常勤職員 2 名)

准看護師 2 名 (常勤職員 1 名・非常勤職員 1 名)

看護職員は、第3条及び第4条に規定する運営方針に基づき、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたる。

(2) 事務職員 1名（非常勤職員）

事務職員は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に必要な事務補助業務にあたる。

第7条 事業所の営業日、休業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）を除く。

(2) 休業日 土曜日、日曜日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）とする。

(3) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(4) サービス提供日 通常、営業日と同様とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合、第2号に規定する休業日にサービスの提供を行うことができるものとする。

(5) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問看護計画書（介護予防にあつては介護予防訪問看護計画書）の作成及び訪問看護報告書（介護予防にあつては介護予防訪問看護報告書）の作成

(2) 病状、心身の状況の観察

(3) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(4) 食事及び排せつ等日常生活の世話

(5) じょく瘡の予防・処置

(6) リハビリテーション

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

第9条 介護保険による指定訪問看護を提供した場合の利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定された額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割（法第50条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払いを受けるものとする。ただし、公費負担医療等を受けている場合にあつてはこの限りではない。

2 介護保険による指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定された額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割（法第50条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払いを受けるものとする。ただし、公費負担医療等を受けている場合にあつてはこの限りではない。

3 医療保険による指定訪問看護を提供した場合の利用料は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）により算定された額とし、そのサービスが法定代理受領である場合は、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給された額に相当する額を控除した額により算定した額の支払いを受けるものとする。ただし、公費負担医療等を受けている場合にあつてはこの限りではない。

4 前3項に規定する利用料のほか、利用者又はその家族の選定により、次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合の交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を徴収するものとする。なお、公社の自動車等を使用した場合は、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業所から片道5km未満 200円

(2) 事業所から片道5km以上10km未満 400円

(3) 事業所から10km以上の場合 前号に2kmごとに100円を加算

- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕と連続して行われる死後の処置については、処置料として10,000円徴収するものとする。
- 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に際し、不在だった場合は、キャンセル料として500円徴収するものとする。
- 7 前5項に規定する利用料の支払を受けたときは、利用者等に対し、利用料その他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書（医療費控除（所得税法（昭和40年法律第33号）第73条に規定するものをいう。）がある場合はその金額を記載したもの）を交付するものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。
- 9 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、寝屋川市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条 現に指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を講じるとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 公社は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生したときは、当該利用者の保険者、当該利用者の家族等及び利用者に係る指定居宅介護支援事業者〔指定介護予防支援事業者〕に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 公社は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第 12 条 公社は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 公社は、介護保険法による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により寝屋川市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は寝屋川市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び寝屋川市が行う調査に協力するとともに、寝屋川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 公社は、提供した指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護〕に対する利用者及びその家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護と秘密の保持)

第 13 条 公社は、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報については、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社個人情報保護規則(平成 24 年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規則第 7 号)に規定する内容を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 公社は、収集した利用者及びその家族等の個人情報については、利用者及びその家族等に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及びその家族等の同意を得るものとする。

3 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
また、職員でなくなった後においても同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 公社は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 成年後見制度に関する情報の提供
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 公社は、サービス提供中に職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを寝屋川市に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 公社は、職員の資質向上のために、その研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 公社は、職員の労働衛生管理については、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、職員が感染源となることを予防する対策を講じるものとする。

3 公社は、職員並びに設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に関する諸記録を整備し、サービス提供満了の日から 5 年間保管するものとする。

4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社訪問看護事業管理運営規程（平成 24 年公益財団法人寝屋川市保健福祉公社規程第 10 号）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 30 日から施行する。